岩手県告示第 462 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成 19 年 6 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ワカバ薬局	盛岡市材木町6番15号	平成 19 年 5 月 1 日
ワカバ薬局都南店	盛岡市三本柳 11 地割 12 番地 1	<i>II</i>
パーク薬局	岩手郡滝沢村鵜飼字中鵜飼80番	<i>II</i>
キリン薬局	岩手郡滝沢村滝沢字穴口 377 番地 1	JI .
山口クリニック	n	平成 19 年 3 月 1 日
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	九戸郡九戸村大字伊保内第7地割35番地1	平成 19 年 4 月 1 日